

県北広域振興局長告示第12号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

平成29年5月2日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0371300583	社会福祉法人桂泉会	短期入所生活介護事業 所いずみ	二戸市金田一字荒田110 番地1	平成29年5月1日